

資料2

中小都市を含め、取組を促進するための支援・改善策について

論点2について【第1回資料2より】

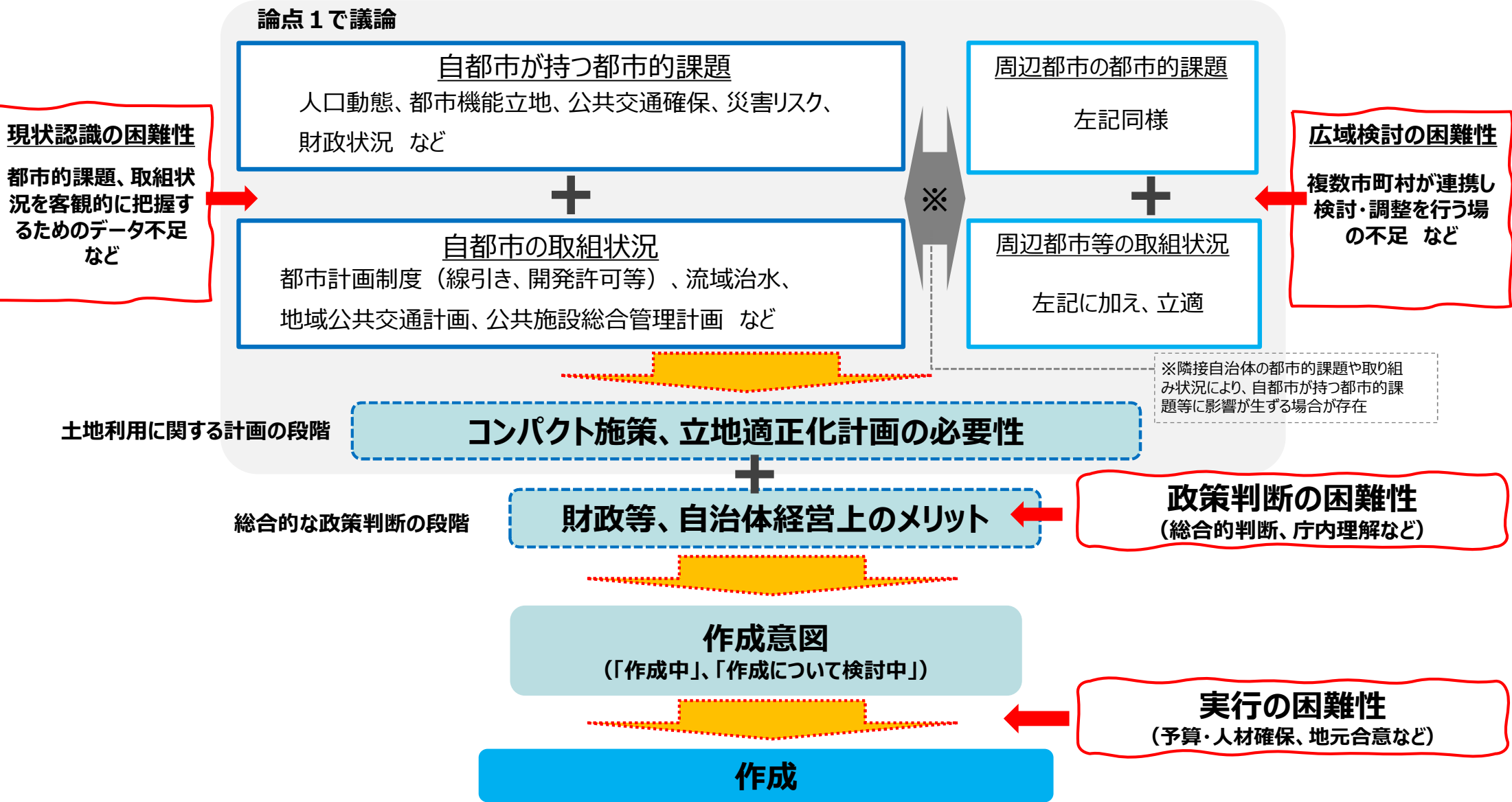
論点2：立地適正化計画の作成に向けた具体的取組に至っていない都市を含め、より多くの都市が意欲的に立地適正化計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに取り組むために必要となる支援策や既存の取組の改善策はどういったものか

（検討すべき事項）

- 立地適正化計画の作成の契機となっている要因はなにか
- 計画作成が困難な都市に対する都道府県の関与はどうあるべきか。都道府県の主体的関与が必要な場合、どのような方策が必要か（例．都道府県が関与すべきケースの明示等）
- 立地適正化計画を作成するインセンティブとなる効果的な支援のあり方はどのようなものか

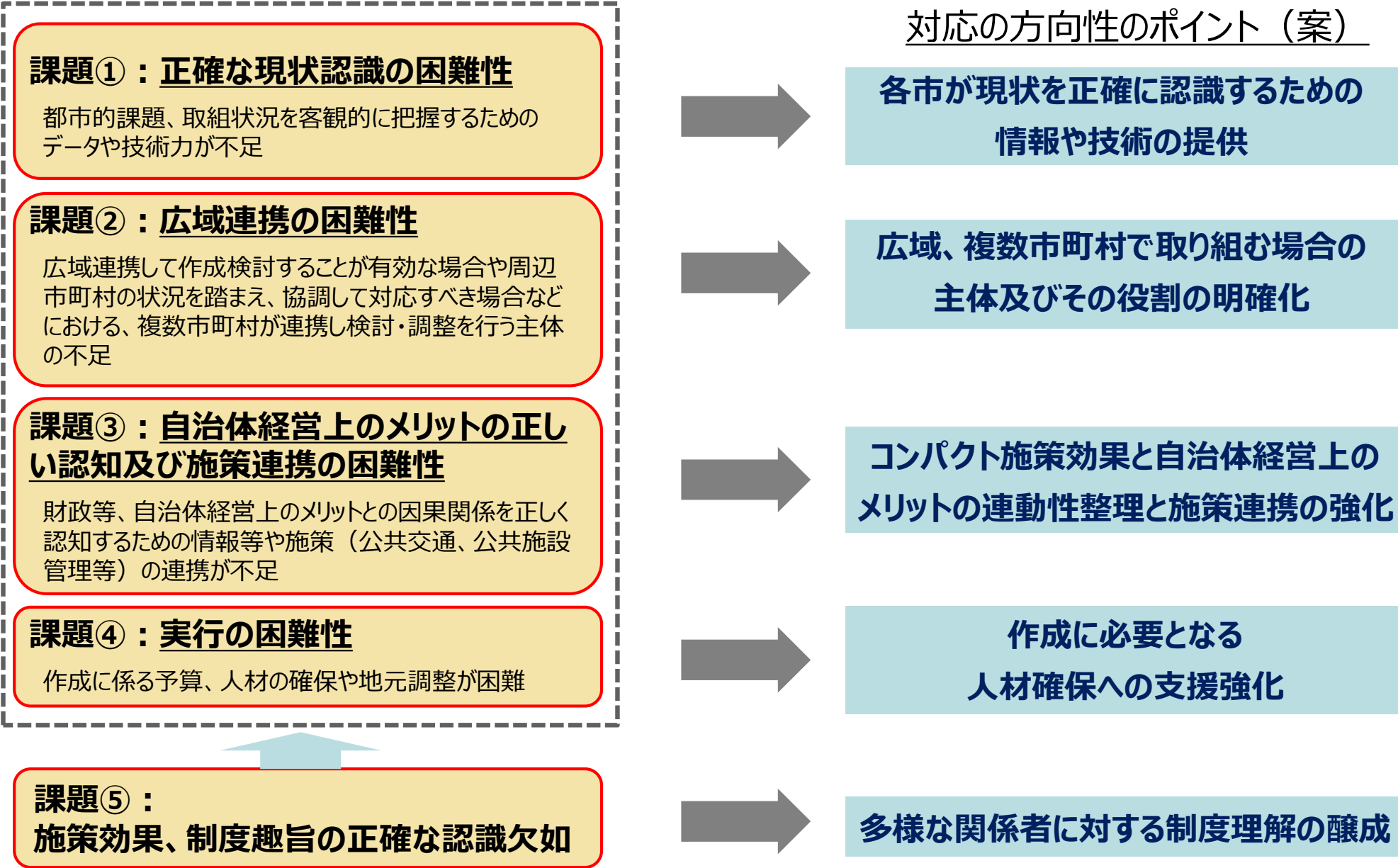
立地適正化計画の各検討段階における課題（仮説）

○立地適正化計画の作成に至らない要因として、コンパクト施策や立地適正化計画の**必要性が正確に認識されないこと**や、立地適正化計画に基づく**取組のメリットが正確に認識されない**、また作成する**意向はあっても地元合意や予算確保の困難性**等により実行に至らないなどが存在。また、そもそもコンパクト施策や立地適正化計画の必要性を認識するために必要となる、自都市の都市的課題等について正確に評価をするためのデータや広域に取り組みを図る際の主体が不明確であるという課題も存在。



作成までの課題解決に向けた方向性について

○立地適正化計画の作成に至らない要因は様々に存在し、このような要因を解決する支援策・改善策を国として改めて検討する必要があるのではないかと。



課題①：都市的課題や取組状況の把握に関する課題

- 都市計画に関する全国的なデータとしては、都市計画基本図、都市計画基礎調査、都市計画決定情報などが存在しているが、**詳細に分類した都市機能の立地状況は把握不可**。
- 都市局では、都市構造を評価するためのツールとして、都市モニタリングシートを公表している。居住や都市機能、公共交通の立地も加味した市町村単位のマクロ分析は可能であるが、**地区レベルで生じている課題のミクロ分析はできない**。また、市町村単位を超えた**広域的な都市圏におけるマクロな分析をできる構造にはなっていない**。
- また、全国の各都市における**コンパクトなまちづくりに関係する取組**（誘導施策や居住調整地区、特定用途など都市計画制度）の**実施状況を網羅的に把握可能なデータベースは存在せず、自都市の取組状況を相対的に認識することができない**。

都市計画基礎調査の調査項目

都市計画法（第6条）	
人口規模	土地利用
産業分類別の就業人口の規模	交通量
市街地の面積	その他国土交通省令で定める事項

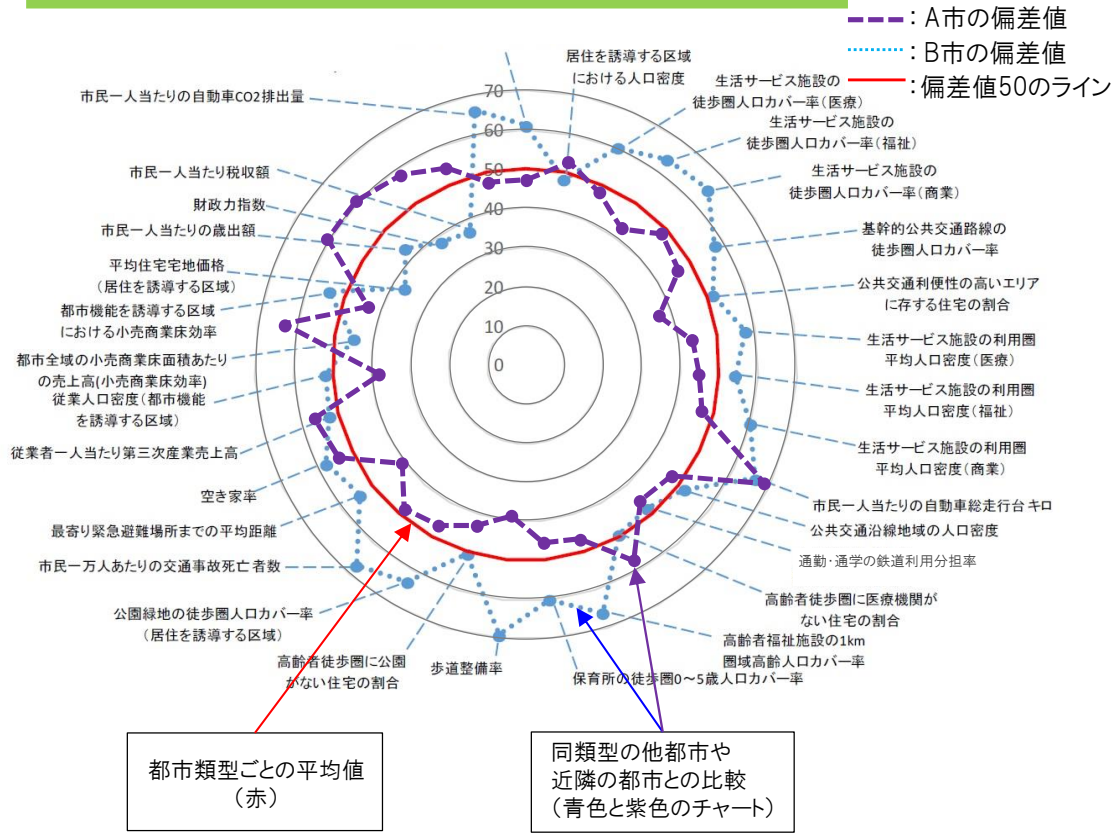


都市計画法施行規則（第5条）	1 地価の分布
	2 事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額
	3 職業分類別就業人口の規模
	4 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模 等
	5 建築物の用途、延べ面積 等
	6 都市施設の位置 等
	7 国有地及び公有地の位置 等
	8 土地の自然的環境
	9 宅地開発の状況及び建築の動態 等
	10 災害の発生状況、防災施設の位置 等
	11 都市計画事業の執行状況
	12 地域の特性に応じて必要と認められる事項

都市モニタリングシート

○レーダーチャート作成ツールによる同類型のA市及びB市の比較イメージ

- ・ワンタッチでレーダーチャートを作成するツールを装備。
- ・市町村の都市計画担当者等による簡易な操作で都市の強み・弱み等を可視化。



課題①のヒントとなる事例：都道府県による現況分析、説明会

- 計画策定に向けて、主体的に各市町村の現況整理を行い説明会を開催することにより、計画作成の必要性に関する理解促進を図っている都道府県も存在。
- 都道府県による市町村の現況整理とその情報提供により、市町村における計画作成が推進されている。

岡山県の取組

立地適正化計画・防災指針の策定に向けた説明会を実施

○市町村支援の背景と内容

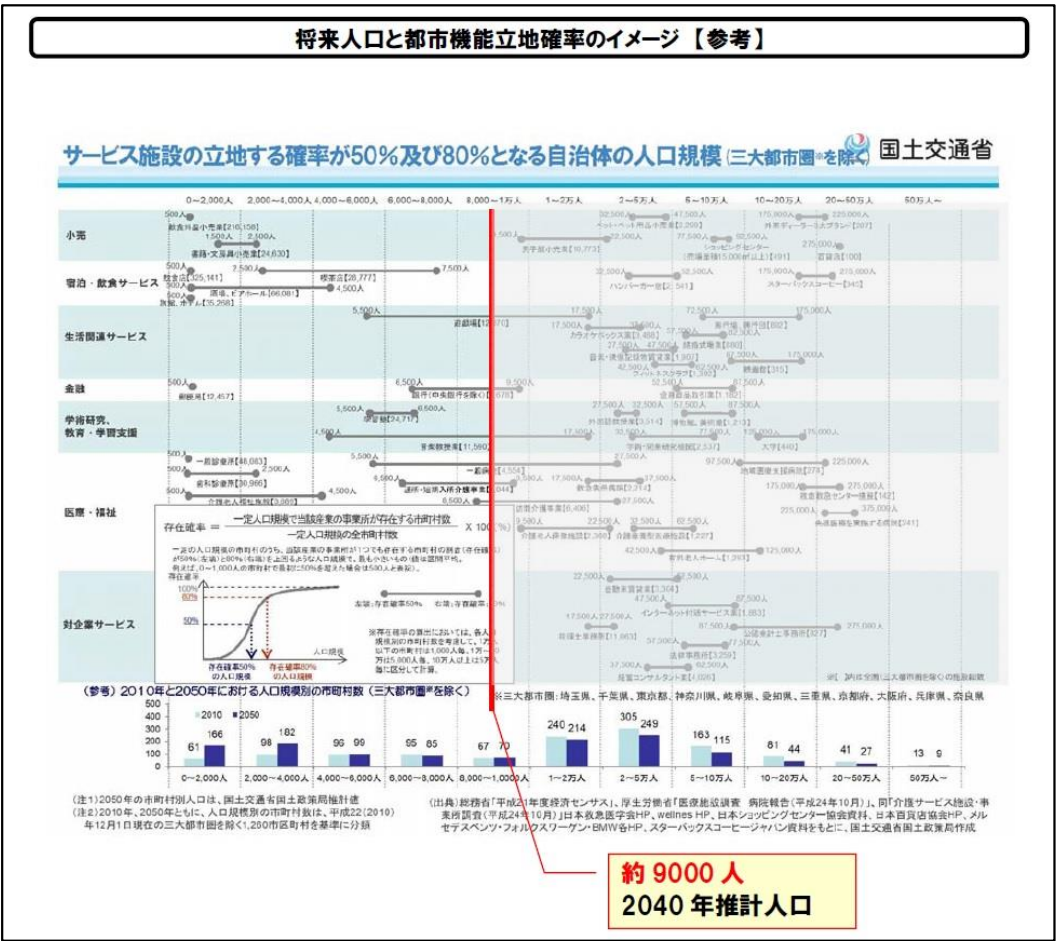
平成30年の豪雨災害、令和2年の都市再生特別措置法の改定を受け、県が、令和3年度「防災まちづくり支援事業」の業務としてコンサルタントを活用して、**立地適正化計画・防災指針の策定に向けた説明資料を作成し、対象市町向けに個別説明を実施。**

○防災指針の説明会(令和3年度)

- ・市町ごとの個別概況(人口、土地利用、災害リスク等)や各市町で作成している関連計画を整理し、わかりやすい図面等を用いて県から説明。
- ・その他、国の支援施策の活用事例や、補助メニュー等を紹介。(13市町に実施)
- ・立地適正化計画未策定の市町には、防災指針の必要性を交え、策定済み自治体で得られたノウハウや必要な知見、計画策定の意義等を役職者にも説明。

○市町村支援による効果

- ・説明会以降、4市町が立地適正化計画策定、2市町が防災指針作成の意向。令和5年度に1市が計画改訂および防災指針作成を予定。



市町向けの説明資料(抜粋)

課題②：広域検討の困難性：法令における都道府県役割

- 立地適正化計画に係る都道府県の関係として、法律においては、立地適正化計画が都市計画区域マスタープランに即する事と、市町村が計画を作成した際に都道府県に写しを送付しなければならない事が規定されている他、都市の魅力向上等を図るために関係者は相互の連携及び協力に努めるものとされている。
- 法律上の規定も踏まえ、都道府県においては各自の創意工夫により、市町村に対する技術的支援等を行っているが、その取り組み内容にはばらつきがあり、都道府県によっては市町村支援を行うことが困難であるという意見も少なくない状況。

都市再生特別措置法

- (81条17項) 立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- (81条22項) 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。
- (125条の2) 国、地方公共団体、推進法人、都市開発事業を施行する民間事業者その他の関係者は、都市の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進その他の都市の魅力及び活力の向上を図るためには、多様な主体が相互に連携及び協力を図ることが重要であることに鑑み、都市の再生に資する情報の共有その他相互の連携及び協力に努めるものとする。

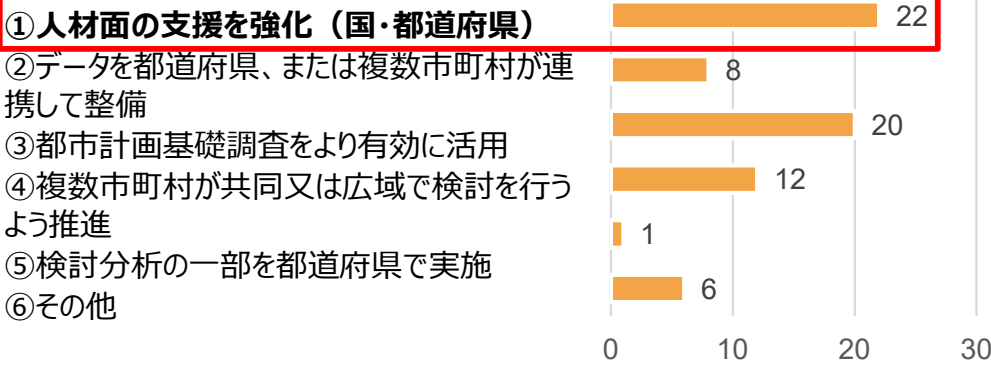
都市計画運用指針

- ・市町村都市再生協議会を共同して設置し、相互に調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が協議会に参加し、広域の見地からの調整を図ることも考えられる。（P38）
- ・立地適正化計画の内容を都市計画区域マスタープランに即したものとす観点から、必要に応じ都道府県の都市計画部局と協議することが望ましい。また、都道府県は、市町村が立地適正化計画を作成しやすいよう、広域的な調整を図ることが重要（P62）

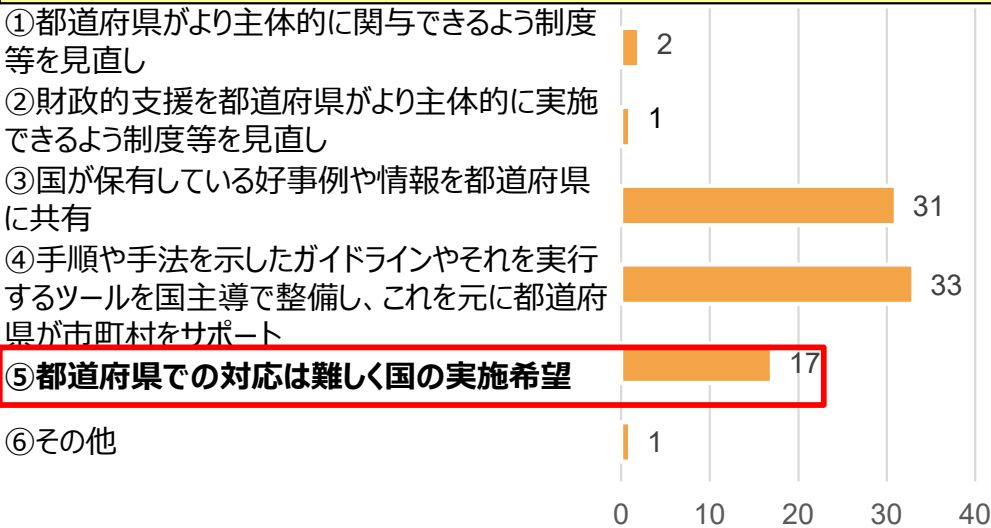
都道府県の取組

対象：都道府県（複数選択可）

十分な体制を構築できない市町村に対して、立地適正化計画の作成や見直し計画変更の推進にあたりどういった支援が必要か。



上記の事項を都道府県が推進するために必要と考える国の取組



課題②のヒントとなる事例：広域的な連携における市町村都市再生協議会の活用

○広域的な立地適正化の方針を作成する際、関係市町村から構成される市町村都市再生協議会を組織して検討を進めている。

山形県北村山圏域（村山市、東根市、尾花沢市、大石田町）

- ・3市1町で構成される市町村都市再生協議会を設立し広域的な立地適正化の方針について検討中
- ・今後、人口減少、少子高齢化の背景により都市運営が困難になる可能性があることから、誘導区域の設定、誘導施設の分担、交通ネットワークによる持続可能な都市運営に向け圏域での広域的な立地適正化に関する基本的な方針を策定する予定
- ・東根市に立地する北村山圏域の基幹病院である北村山公立病院（設置主体は、3市1町で構成されている一部事務組合）の再整備についても検討

○協議会の構成員

- ・村山市：政策推進課長、まち整備課長
- ・東根市：総務部長、建設部長
- ・尾花沢市：総合政策課長、建設課長
- ・大石田町：まちづくり推進課長、建設課長
- ・山形県：県土整備部都市計画課長
- ・北村山公立病院：経営管理課長



(参考)

- 広域的な立地適正化の方針（任意計画）
複数の市町村が共同で作成する、都市圏全体の居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定、各都市機能誘導区域に誘導すべき都市機能及び市町村間の役割分担等に関する方針
- 都市再生特別措置法改正（R2年度）
 - ・立地適正化計画を複数の市町村が共同して作成することが可能
 - ・市町村都市再生協議会についても複数の市町村が共同して組織することが可能

課題②のヒントとなる事例：地域公共交通計画の作成状況

○地域公共交通計画は、R5年11月末時点で893件が作成済、うち86件は複数市町村が含まれる広域計画。

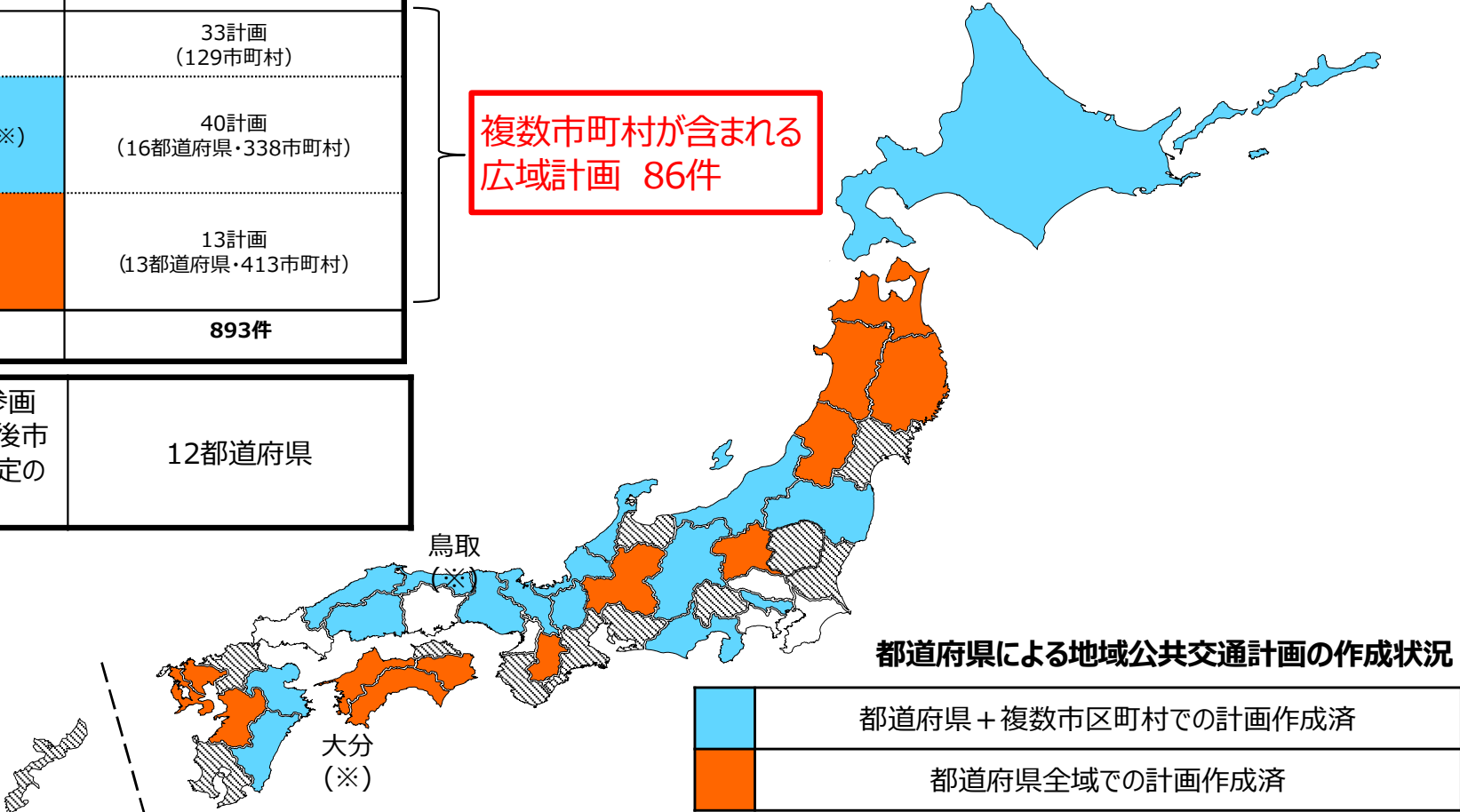
地域公共交通計画の作成主体の内訳（R5年11月時点の作成件数は893件）

単独	単独市区町村	807計画 (807市町村)
	複数市町村 (都道府県は含まない)	33計画 (129市町村)
	都道府県＋一部市区町村(※)	40計画 (16都道府県・338市町村)
	都道府県＋全市町村	13計画 (13都道府県・413市町村)
合計		893件

複数市町村が含まれる
広域計画 86件

現時点で都道府県が参画 する計画未作成で、今後市 町村と共同して作成予定の 都道府県	12都道府県
---	--------

(※)鳥取県・大分県は、県内を複数ブロッ
クに分けて、それぞれ計画を作成し、
全市町村をカバーしている。



(参考) 地域公共交通活性化再生法第5条第8項における規定

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。

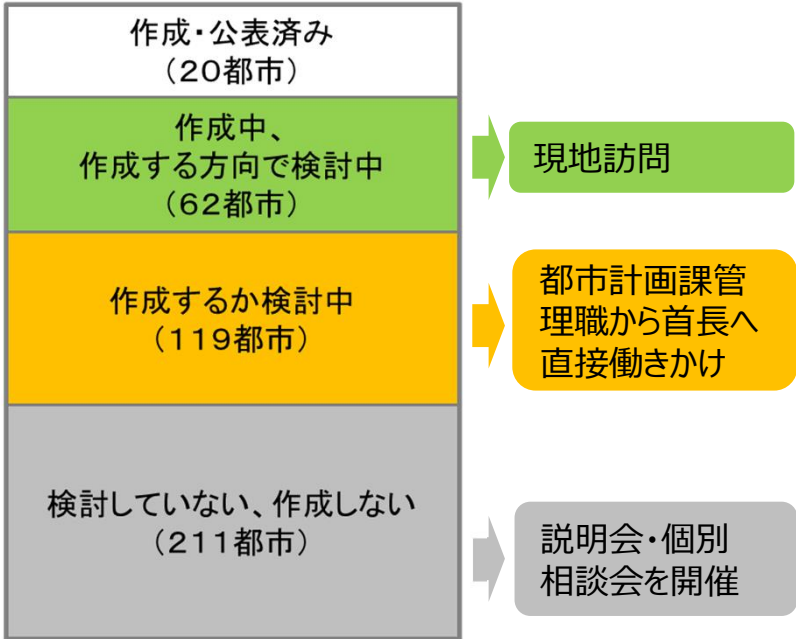
課題③のヒントとなる事例：立地適正化計画キャラバン（国交省幹部による首長への制度販促）

- 制度創設以降、国交省幹部が首長に対して制度趣旨等を説明するキャラバンを実施し、多くの市町村において作成の着手に至っている状況。
- コンパクトなまちづくりの積極的な推進にあたり、首長等自治体幹部の積極的な意向が重要であり、立地適正化計画の高質化の必要性を含めて、**改めて立地適正化計画の推進を図ることにより施策効果が期待される市町村や、広域的な見地で市町村支援をすることが求められる都道府県の首長等に対し、制度理解を促進する機会を設けることも考えられる。**

○立地適正化計画全国キャラバンの取組

・都市計画区域を有する市区町村（1374）のうち、2015年から2030年の15年間で、人口が20%以上減少する見込みの412都市を対象に働きかけを実施（H30年度）

【人口減少20%以上都市】
（412都市）



R5.3時点

作成・公表済み	98都市
作成中・作成する方向で検討中	78都市
作成するか検討中	117都市
検討していない・作成しない	119都市

○市町村における幹部の意識醸成に係る取組

立地適正化計画を作成・運用する上で、＜庁内幹部の意識醸成＞の観点から他の地方公共団体の参考となる事例、取組、課題解決方法や提案があれば回答ください。（自由記述）

対象：立地適正化計画を作成済みの政令市、県庁所在地、中核市
N = 65

浜松市	関係課の課長級職員で構成する立地適正化計画推進委員会を組織し、国の補助制度や他都市の事例、各課の取組みや課題等を共有、議論している。
広島市	本市では、関係の深い部署で構成する庁内検討会議を設置し、その会議の中で計画の検討を行った。
甲府市	本市の現状や課題を共有するとともに、まちづくりの方針の整合や方針実現に向けた立適の必要性や重要性を説明し、意識の醸成を図った。
和歌山市	市として、コンパクトシティの実現を打ち出しており、庁内での意識醸成は特に必要なかった。

課題④のヒントとなる事例：都道府県による技術面・人材面での支援

- **計画作成に向けた技術的な指針等の作成や勉強会の開催**など、市町村における立地適正化計画の作成支援を実施している都道府県も存在。
- **都道府県による技術面・人材面での支援**により、市町村における計画作成が推進されている。

山形県の取組

県独自の手引きの作成、勉強会開催 検討委員会への職員派遣支援

○市町村支援の背景と内容

平成29年に立地適正化計画策定ガイドライン(山形県版)を作成し、市町村のへ策定の動機付けを実施。令和元年に「**市町村の都市計画に関する基本的な方針の作成の手引き**」を作成し、県HPに公表。

○県独自の手引きの作成

・市町村が計画作成に取り組むきっかけとして作成・配付。第一部に基本的な策定方法、第二部に参考例として市町村名に置き換えられる雛型を記載。

○勉強会の開催

・県内の立適策定済み自治体と策定予定自治体との意見交換会（現地視察を含む）を開催。
・策定済み小規模自治体の苦労等を題材に、未策定小規模自治体を対象に勉強会を実施。

○検討委員会への県職員の派遣

・市町村から要望があれば、県職員を派遣し助言。

○市町村支援による効果

・市町村との緊密なコミュニケーションにより、県に相談しやすい環境や関係性を構築。
・県内自治体の2/3以上が立適策定済・策定予定。



県作成の手引き（抜粋）

群馬県の取組

防災指針策定ガイドラインの作成 ワンストップ型のデータ共有

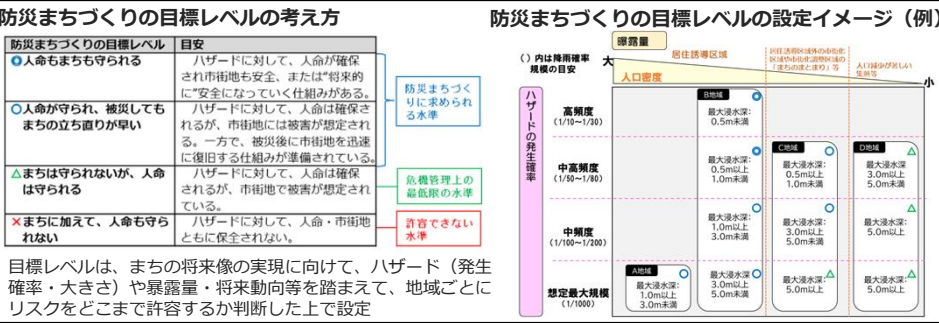
○市町村支援の背景と内容

令和元年東日本台風被害を踏まえ、県の重点政策に定められた防災・減災対策の一環として、県が**防災指針策定ガイドライン**の作成を行い、専門知識・技術力の不足する市町村が実効性の高い防災指針を策定できるよう支援。

○防災指針策定ガイドラインの作成と普及

- 【1】県独自の防災指針策定ガイドラインの作成
- 【2】市町村担当者向けに**講習会を開催**
- 【3】県保有の各種ハザード情報の**ワンストップ提供**
- 【4】県庁内関係課が**技術支援**
- 【5】多段階水害リスク評価書の提供（R6年予定）

＜ガイドラインの特徴＞
・防災指針の検討体制のポイントを提示
・防災指針の事例を整理して紹介
・防災まちづくりの目標レベルの考え方を整理



県作成のガイドライン（抜粋）

○市町村支援による効果

・実効性の高い防災指針の策定にあたっての考え方やポイントが共有され、**市町村が策定する防災指針の質の向上に寄与**。

課題④のヒントとなる事例：地方自治体における専門人材不足に対する支援制度・取組

- 地方自治体においては、都市計画分野のみならず、技術的な知見を有する専門人材が不足。
- 都市局においては、立地適正化計画の作成にあたり専門家派遣等を希望する市町村等に対して、費用の1/2を支援しているが、活用実績はあまり多くないのが現状であるとともに、専門家にかかるデータベースが未整備。
- 他省庁等においても、専門的知見や経験を有する専門家派遣制度・取組を実施しており、より手厚い財政的支援を行っているケース、専門家にかかるデータベースを整備しているケース、も存在。

コンパクトシティ形成支援事業（都市局）

- コーディネート支援
 - 内容：計画策定に係る合意形成等に要する経費や都市機能や居住の誘導に係る合意形成等に要する経費に対して支援（まちづくりに関する専門家の活用等も可能）
 - 対象：地方公共団体と民間事業者等
 - 補助率：1/2、1/3

PPP/PFI専門家派遣制度（内閣府）

- ・PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を対象に、行政実務専門家（庁内推進体制の構築等の経験豊富な地方公共団体等職員）、PPP/PFI専門家（個別事業等にノウハウを有するコンサルタント等や金融・ファイナンスに関する要請に対応するPFI推進機構職員）を派遣
- ・平成23年度以降、令和4年度末までに383件の実績あり
- ・支援内容の実施にかかる費用の**地方公共団体の負担はなし**

地域力創造アドバイザー制度（総務省）

- ・地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家から指導、助言を受けることが可能
- ・**国が地域人材ネットを構築**し、その中から専門家派遣を受ける
- ・年度内に計10日以上または5回以上専門家を招聘し取り組みを行った場合の**経費について特別交付税措置**をする

専門家派遣によるハンズオン支援（国交省）

- ・PPP/PFI事業を継続して実施する人口20万人未満の地方公共団体を対象に、事業スキーム案の検討やサウンディングの実施、必要な書類の作成等を地方公共団体職員自ら行えるよう、ハンズオン支援を実施
- ・国が契約したコンサルタントを派遣
- ・支援内容の実施にかかる費用の**地方公共団体の負担はなし**

地域インフラ群再生戦略マネジメント モデル検討（国交省）

- ・広域的な視点で、道路、下水道など複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編等も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持
- ・**「群マネ」の取組を全国展開するためモデルケースを選定 (R5.12 11件選定)**
- ・必要な調査、検討、資料作成等の支援を受けることが可能

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の考え方が重要。
- 既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

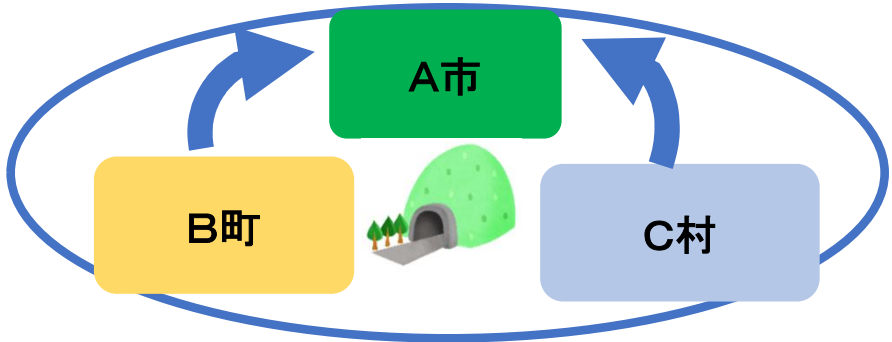
群マネのイメージ

提言： https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo03_sg_000214.html

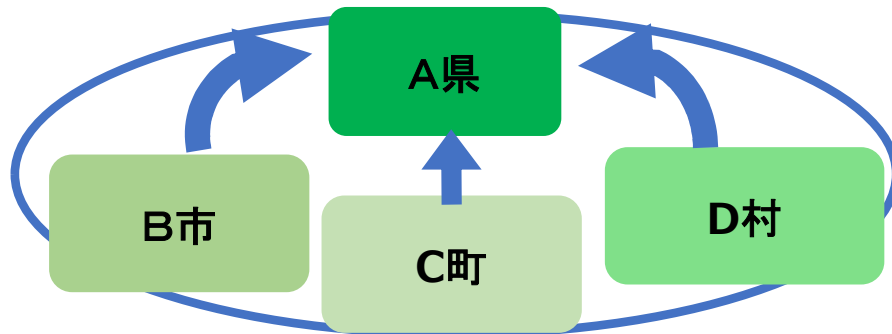


＜ケース1：広域連携＞

一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携



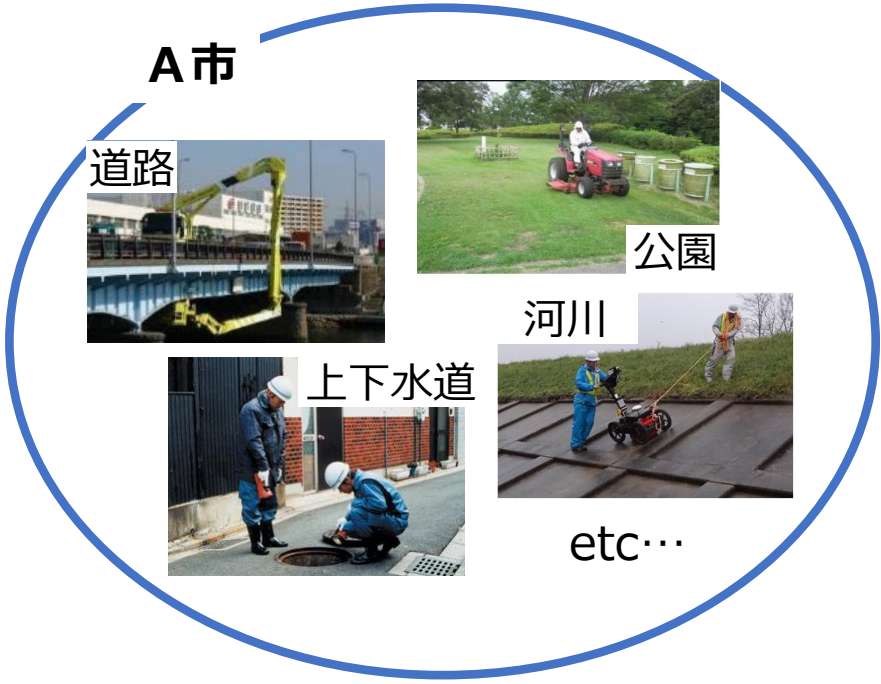
都道府県がリードし、管内の市区町村と連携



etc...

＜ケース2：多分野連携＞

多分野のメンテナンスをまとめて実施



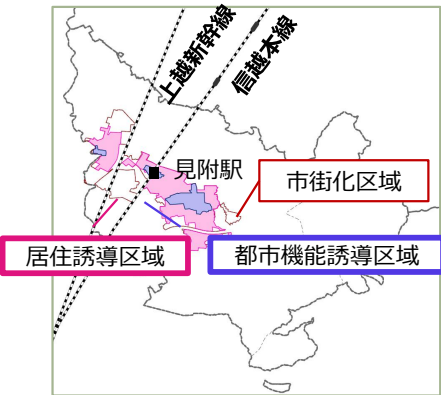
課題④、⑤のヒントとなる事例：地域の実情に応じた拠点設定

○地域の実情に応じた拠点設定による**住民理解の醸成**など、工夫を凝らしている事例も存在。

新潟県見附市（H29.3公表、R2.3改定）

基礎情報

人口（R2.国勢調査）	39,237人
行政区域面積	7,791ha
市街化区域面積	830ha
居住誘導区域面積	562ha
都市機能誘導区域面積	110ha

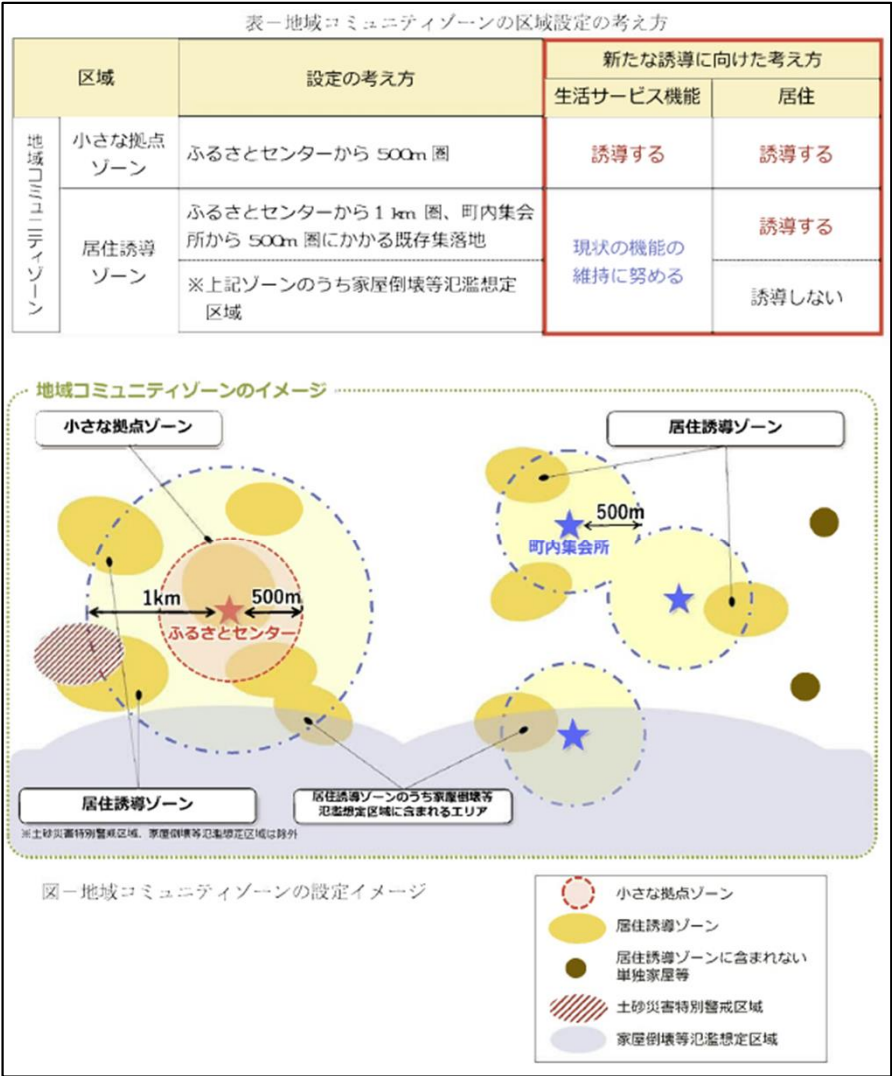
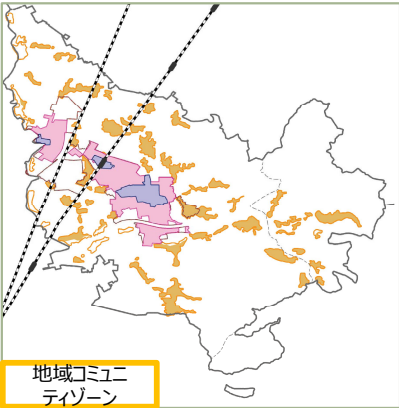


作成動機

- 社会保障費の低減に向け、健康まちづくりに取り組み。
- 自然と歩くための都市構造としてコンパクト・プラス・ネットワークが必要と認識。
- 都市部と郊外の生活圏が持続できるまちづくりが必要。

作成時の工夫

- 計画策定に際し**既存集落等の存続に向けて、都市部と同等の仕組みを設定する必要性**
- ⇒市街化調整区域及び都市計画区域外の既存集落拠点を市独自の「**地域コミュニティゾーン**」として位置付け、持続可能な地域であるというメッセージを発信。



論点2の方向性についてまとめ

■ 作成促進を図るために必要な支援のあり方について

○ 立地適正化計画の作成促進のためには、

① コンパクトシティに取り組む必要性に対する市町村等の正確な認識

(対応の方向性の例) 全国的な都市的課題や取組状況に関する情報の整理、共有 など

② 周辺市町村も含めた都市的課題を解決するために必要な広域調整を行う検討体制

(対応の方向性の例) 複数市町村協働（市町村都市再生協議会）、都道府県の主体的関与 など

③ 計画の作成・適切な運用が財政等、自治体経営上の直接的な動機となる因果関係の強化

(対応の方向性の例) 多様な施策とのさらなる連携、首長等への制度理解醸成機会の創出 など

④ 作成に要する予算、人材面の充実化

(対応の方向性の例) 専門人材の確保策の充実化、作成に要する費用の支援強化 など

について、国、都道府県、市町村それぞれの役割分担も考えながら、さらなる検討が必要

さらに、根本的には

⑤ 取組主体や関係者の制度効果や趣旨の正しい理解の醸成が必要